

福島市告示第319号

介護保険法(平成9年法律第123号)第70条の2及び第115条の11の規定に基づき、同法第41条第1項及び第53条の更新をしたので、次のとおり告示する。

令和7年11月4日

福島市長 木 幡 浩

1 指定更新事業所

(1)ヘルパーステーションひだまり

- ①申請者 福島市渡利字中江町 66 番地
福島医療生活協同組合
理事長 齋藤 紀
- ②事業所所在地 福島市渡利字中江町 40 番地の 1
- ③サービスの種類 訪問介護

(2)福島医療生協デイサービスセンターひだまり

- ①申請者 福島市渡利字中江町 66 番地
福島医療生活協同組合
理事長 齋藤 紀
- ②事業所所在地 福島市渡利字中江町 40 番地の 1
- ③サービスの種類 通所介護

(3)リンク訪問介護ステーション

- ①申請者 福島市瀬上町字寺前 12 番地の 13
ホワイトコーポラス ONO101 号室
株式会社リンクス
代表取締役 渡邊 知意子
- ②事業所所在地 福島市瀬上町字寺前 12 番地の 13
ホワイトコーポラス ONO101 号室
- ③サービスの種類 訪問介護

(4)福島第一病院指定訪問リハビリテーション

- ①申請者 福島市北沢又字成出 16 番地の 2
社会医療法人福島厚生会
理事長 星野 俊吾
- ②事業所所在地 福島市北沢又字成出 16 番地の 2
- ③サービスの種類 訪問リハビリテーション
介護予防訪問リハビリテーション

2 指定更新年月日 令和 7 年 11 月 1 日

3 指定有効期限 令和 13 年 10 月 31 日